

添付法令資料 3 :

国家経済復興プログラムの枠組みにおける参加銀行への資金投入に関する 2020 年
6 月 5 日付インドネシア共和国財務大臣規則 NOMOR 64 /PMK.05/2020 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 範囲及び目的 (第 2 条)
- 第 3 章 資金源、投入手段、期間、利率及び資金投入権限 (第 3 条ないし第 5 条)
- 第 4 章 参加銀行の決定 (第 6 条ないし第 11 条)
- 第 5 章 提案書の提出 (第 12 条及び第 13 条)
- 第 6 章 提案書の審査 (第 14 条ないし第 16 条)
- 第 7 章 資金投入協力契約 (第 17 条)
- 第 8 章 資金投入
 - 第 1 節 インドネシア銀行及び金融サービス庁(OJK)に対する資金投入通知(第 18 条)
 - 第 2 節 投入の実施 (第 19 条)
 - 第 3 節 取引の処理 (第 20 条及び第 21 条)
- 第 9 章 参加銀行から実施銀行に対する投入資金の使用 (第 22 条及び第 23 条)
- 第 10 章 返済、引出し、報酬 (第 24 条ないし第 26 条)
- 第 11 章 資金投入期間の延長 (第 27 条及び第 28 条)
- 第 12 章 インドネシア銀行における参加銀行及び実施銀行の当座預金口座からの資金引出し (第 29 条ないし第 31 条)
- 第 13 章 政府資金に対する保証 (第 32 条)
- 第 14 章 会計及び報告 (第 33 条)
- 第 15 章 監視及び評価 (第 34 条)
- 第 16 章 監督 (第 35 条)
- 第 17 章 内部統制 (第 36 条)
- 第 18 章 雑則 (第 37 条)
- 第 19 章 終則 (第 38 条)